

食品安全委員会第889回会合議事録

1. 日時 令和5年2月14日（火） 14:00～14:36

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・肥料 1品目

(農林水産省からの説明)

菌体りん酸肥料

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「ROM株を利用して生産された α -アミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

・動物用医薬品・飼料添加物「エトパベート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP23211)」に係る食品健康影響評価について

(5) 令和5年度食品安全モニターの依頼について

(6) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(説明者)

農林水産省 石岡農産安全管理課長

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、込山総務課長、紀平評価第一課長、前間評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、井上評価情報分析官、藤田リスクコミュニケーション官

5. 配付資料

- 資料 1 食品健康影響評価について〈菌体りん酸肥料〉
- 資料 2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について〈ROM株を利用して生産された α -アミラーゼ〉
- 資料 3 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について〈エトパペート〉
- 資料 4 - 1 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP23211) 〉 (食品)
- 資料 4 - 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP23211) 〉 (飼料)
- 資料 5 令和 5 年度食品安全モニターの依頼について

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第889回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

農林水産省の石岡農産安全管理課長に御出席いただいています。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は傍聴の方においでいただくことにいたします。なお、本会合の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第889回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○込山総務課長 資料の確認をいたします。本日の資料は6点ございます。

まず、資料1が菌体りん酸肥料に係る農林水産省からの諮問書でございます。資料2がROM株を利用して生産された α -アミラーゼに関する遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果についてでございます。資料3がエトパペートに関する肥料・飼料等専門調査会における審議結果についての資料です。資料4-1及び4-2がコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP23211) の食品及び飼料に関する資料でございます。最後に資料5が令和5年度食品安全モニターの依頼についてでございます。

資料は以上でございますが、不足の資料などはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○込山総務課長 御報告申し上げます。

事務局におきまして、これまでに委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、委員会決定に規定する事項に該当する委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更のある委員はおらず、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 最初の議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1にありますとおり、農林水産大臣から2月8日付で肥料1案件について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農林水産省の石岡農産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○石岡農産安全管理課長 農林水産省農産安全管理課長の石岡です。よろしくお願いたします。

それでは、資料1に基づきまして説明させていただきます。今回、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いしますものは、汚泥資源を原料として使用する肥料のうち、含有すべき主成分としてりん酸を保証できるもの、具体的には菌体りん酸肥料という公定規格を設定することについてでございます。

資料1をめくっていただきますと別紙というものがございますけれども、肥料の公定規格につきましては、肥料の種類ごとに、含有すべき主成分の最小量、含有を許される有害成分の最大量等が定められております。汚泥資源を原料として使用する汚泥肥料につきましては、一般的に肥料成分のばらつきが大きいことから、現行の汚泥肥料の公定規格では含有すべき主成分の最小量については定めがございません。一方で、汚泥資源を原料として使用する肥料のうち、品質管理責任者を設置するとともに、定期的な肥料成分の分析を

行うなど、肥料の品質管理が徹底されているものにつきましては、安定した肥料成分が確保できるため、成分保証できる肥料として、更なる有効利用が期待されているところでございます。

このため、汚泥資源を原料として使用する肥料のうち、品質管理を徹底し、含有すべき主成分としてりん酸を保証できるものにつきましては、菌体りん酸肥料として公定規格を新たに定めることとしたところでございます。

改正の概要のところを御覧ください。菌体りん酸肥料の公定規格の内容でございますけれども、「(1)の肥料の種類及び使用される原料」につきまして、排水処理活性沈殿物を原料として使用したもの、この原料につきましては、後ほどの(5)にも記載してございますけれども、これを脱水、乾燥、腐熟または焼成等したものとしているところでございます。

また、次の「(2)含有すべき主成分の最小量」につきましては、①にありますとおり、りん酸全量について、必ず1.0%以上保証することとし、また、②にありますとおり、りん酸以外の成分を保証することも可能としているところでございます。

めくっていただきまして、次の「(3)含有を許される有害成分の最大量」につきましては、汚泥肥料の有害成分規格を満たすことが妥当であることから、現行の汚泥肥料と同様の基準を設けることとしております。

「(4)その他の制限事項」としまして、まず①にありますとおり、菌体りん酸肥料を生産しようとする者は、肥料登録を申請する前に、品質管理計画、この計画は品質管理責任者の設置、公定規格に定める主成分及び有害成分に対する年間4回以上の分析が記載された定常時の分析計画、非定常時の分析計画、不適合時の措置、教育訓練などを記載しました、肥料中に含有すべき主成分の安定化を図るための計画のことでございますけれども、この品質管理計画を定めまして、農林水産大臣の確認を受けることとし、大臣の確認を受けた品質管理計画に基づいて製造されたものであることとしているところでございます。

また、②にありますとおり、現行の汚泥肥料と同様に、植害試験の調査を受け、害が認められないものであることとしているところでございます。

さらに、③にありますとおり、現行の汚泥肥料と同様に、BSEに係る管理措置を設けているところでございます。

「(5)原料規格に追加する「排水処理活性沈殿物」」についてでございますけれども、これも現行の汚泥肥料の原料と同様の内容を規定しているところでございます。

このように、今回の菌体りん酸肥料につきましては、現行の汚泥肥料の公定規格に設けられております有害成分の基準やその他の制限事項などは同じように規定した上で、それに加えて、事前に農林水産大臣の確認を受けた品質管理計画に基づき製造されたものとすることや、肥料成分であるりん酸を保証できるよう、含有すべき主成分の最小量を設定すること、こういったことを新たに公定規格に規定する内容となっているところでございます。

農林水産省からの説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願ひいたします。よろしいですか。

それでは、本件については、肥料・飼料等専門調査会において審議することといたします。

石岡課長、ありがとうございます。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の川西委員から説明をお願ひいたします。

○川西委員 それでは、「ROM株を利用して生産された α -アミラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について、概要を説明させていただきます。

資料2、4ページの要約を御覧ください。

本添加物は、*Bacillus subtilis* DS18174株を宿主とし、*Geobacillus stearothermophilus*由来の改変 α -アミラーゼ遺伝子を導入して作製されたROM株を利用して生産された α -アミラーゼです。本添加物は、デンプン等の α -1,4-グルコシド結合を加水分解することにより、低分子化する酵素であり、パン製造における品質維持に用いられます。

本添加物について「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づいて評価を行いました。その結果、挿入遺伝子の安全性が確認されていること、具体的には挿入遺伝子の供与体、挿入される塩基配列が明らかであること、目的外の遺伝子の挿入がないこと等を確認しました。さらに、挿入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性やアレルギー誘発性等について確認されていること、そのほかに製造原料または製造器材について、食品用酵素の製造に安全に使用されてきた経験がある等を確認した結果、従来の添加物、この場合、*Geobacillus stearothermophilus*由来の α -アミラーゼと比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められませんでした。したがって、本添加物は、人の健康を損なうおそれはないと判断しました。

以上、詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

○井上評価情報分析官 お手元の資料2に基づき補足の説明をさせていただきます。

評価書案の3ページを御覧ください。審議の経緯でございますが、昨年5月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、専門調査会において御審議をいただき、報告書案を取りまとめていただいたものでございます。

おめくりいただいて、5ページ、評価対象添加物の概要ですが、本添加物は、*Bacillus subtilis* DS18174株を宿主として、*Geobacillus stearothermophilus*由来の改変 α -アミラーゼ遺伝子を導入して作製された「ROM株を利用して生産された α -アミラーゼ」でございます。

本添加物は、デンプンの α -1,4-グルコシド結合を加水分解することにより、低分子化する酵素であり、パンの製造においてパンの老化防止を目的として使用されるものでございます。

5ページの中段から食品健康影響評価でございます。比較対象として用いる添加物について、*Geobacillus stearothermophilus*から生産された α -アミラーゼでございます。

1. の(3)用途及び使用形態ですが、 α -アミラーゼは、パンの製造においてパンの老化防止を目的として生地に添加されるほか、デンプン糖の製造に使用され、製パン工程では、加熱により酵素は失活するとしております。

続きまして、おめくりいただいて7ページでございます。5. (3)用途及び使用形態ですけれども、本添加物は、従来の α -アミラーゼと同様に、パンの製造において老化防止を目的に使用されるものでございます。

同じく7ページの第2. 宿主に関する事項でございますが、宿主は*Bacillus subtilis* DS18174株であり、有害生理活性物質を生産するという報告はなく、次の8ページになりますが、ヒトに対して病原性を有する外来因子の存在を示唆する報告もないとしております。

8ページ、第3. ベクターに関する事項の2. 性質に関する事項でございますが、プラスミドの塩基配列等は明らかになっております。また、既知の有害塩基配列、伝達を可能とする塩基配列は含まれていないことを確認しております。

続きまして、9ページ、第4. 挿入DNA、遺伝子産物、並びに発現ベクターの構築に関する事項の2. といたしまして、挿入DNA又は遺伝子及びその遺伝子産物の性質に関する記載でございますが、*amyM-I*遺伝子は、*Geobacillus stearothermophilus*の*amyM-I*遺伝子の配列を改変し合成されたものであり、供与体について、アレルギー誘発性を示唆する報告はなく、遺伝子産物の α -アミラーゼのアレルギー誘発性を示唆する報告もありませんでした。

また、10ページでございます。遺伝子産物の物理化学的処理に対する感受性についてですが、人工胃液に対する感受性については、試験開始30秒以内に消化され、生じたアミノ酸断片は試験開始15分後に消化されることが示されております。人工胃腸液試験に関しましては、試験開始60分以内にほとんどは分解されたが、完全には消化されないことが示されたとしております。

加熱処理に関する感受性に関して、15分処理後の活性を測定したところ、96.6℃の処理により完全に失活することが示されたとしております。

続きまして、おめくりいただいて、12ページでございます。第5．組換え体に関する事項の2．の（2）オープンリーディングフレームの有無等について記載をしております。幾つか検出をされたORFにつきまして、アレルゲンデータベースを用いた相同性検索を行っております。その結果、連続する80アミノ酸配列で35%以上の相同性を示す既知のアレルゲンについて、次の13ページにかけてでございますが、いずれも食物アレルゲンではないこと、さらに連続する8アミノ酸配列が一致する既知のアレルゲンは検出されなかったことから、アレルギー誘発性を有する可能性は従来の添加物と同等に低いと考えられたとしております。

さらに、既知の毒性タンパク質との相同性の有無についてデータベースを用いて検索をした結果、既知のタンパク質と相同性を示すORFは認められませんでした。

同じく13ページ、添加物の製造原料または製造器材についてでございます。食品用酵素の製造に安全に利用されてきた実績があるとしております。

中ほど、第7．遺伝子組換え添加物に関する事項でございますが、本添加物、Bakezyme Masterは、アルゼンチン、フランスなどにおいて使用が許可をされております。

以上から、次の14ページ、食品健康影響評価結果でございますが、先ほど川西委員の御説明のとおり、「ROM株を利用して生産された α -アミラーゼ」は、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

以上につきまして、よろしければ、30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の私から概要を説明いたします。

資料3を御用意ください。肥料・飼料等専門調査会において評価いたしましたエトパペートにつきまして、私より説明させていただきます。

まず、エトパペートにつきましては、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会決定である「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」、以下「評価の考え方」といたしますが、これに沿ってエトパペートのポジティブリスト制度導入以来行われているリスク管理の妥当性について検討しました結果、評価の考え方の3の(3)の①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおきまして、その食品健康影響は無視できる程度と考えられました。

事務局より補足の説明をよろしく願いいたします。

○前間評価第二課長 承知しました。それでは、資料3のエトパペートにつきまして、事務局より補足の説明をいたします。

4ページのI. 有効成分の概要及び安全性に関する知見の2. 用途及び3. 使用目的を御覧ください。本成分は、動物用医薬品や飼料添加物として鶏に用いられる合成抗菌剤でございます。

下段の脚注にありますとおり、国内では、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的として、飼料添加物として使用されており、海外では抗コキシジウムを目的に使用されております。

続きまして、中段のII. 食品健康影響評価を御覧ください。本成分は、これまで国内外において評価が行われておらず、ADIの設定が行われておりません。また、遺伝毒性についてですが、6ページの表1、表2に記載しております。当初、遺伝毒性試験の結果を入手できなかったことから、表1のとおり(Q)SARによる復帰突然変異試験、Ames(Q)SARの結果予測を実施しました。知識ベースのDerek Nexusでは陰性、信頼性高、統計ベースのCASE Ultraでは陽性、信頼性低と分類され、これらを総合判定したエトパペートの(Q)SARによる予測結果は陽性とされました。

その後、表2に示しております*in vitro*の遺伝毒性試験の結果が提出され、全て陰性であったことから、肥料・飼料等専門調査会は、エトパペートは生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと判断しました。

これまで説明申し上げた事項については、6ページに遺伝毒性についての考察としてまとめて記載をしております。

さらに、7ページ、表3に各種毒性試験の結果を示しておりますが、最も低いNOAELはラットを用いた105週間慢性毒性試験による500 mg/kg 体重/日でした。現行のリスク管理における推定摂取量は、最大とされた国民平均で0.000052 mg/kg 体重/日と算定されております。したがって、エトパペートの体重当たり及び1日当たりの推定摂取量とNOAELとの比較によるばく露マージン(MOE)は、7ページの下段にあるとおり、960万でし

た。

それでは、4ページにお戻りください。4ページから5ページにかけて、Ⅱ. 食品健康影響評価を記載してございますが、評価に用いた資料には、発がん性試験及び生殖発生毒性試験が不足していることを考慮しても、NOAELと現行のリスク管理を基にした推定摂取量には十分な余裕があると判断したところでございます。

また、本成分は抗菌活性が見られなかったことから、微生物学的ADIの設定は不要と考えられました。

これらのことから、エトパベートは評価の考え方の3の(3)の①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられるとしているところでございます。

以上、よろしければ、明日、2月15日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

補足の説明は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP23211)」(食品)についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○井上評価情報分析官 お手元の資料4-1に基づき御説明をさせていただきます。

評価書の3ページを御覧ください。審議の経緯でございますが、2021年2月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、昨年12月の食品安全委員会において審議結果を御報告しております。

その後、昨年12月7日から本年1月5日まで意見・情報の募集を行ったものでございます。

おめくりいただきまして、6ページの評価対象食品の概要を御覧ください。本品目「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP23211)」でございます。本品目は、*DvSSJ1* double-stranded RNA及びIPD072Aaタンパク質を発現することでコウチュウ目害虫抵抗性が、PATタンパク質を発現することで除草剤グルホシネート耐性が付与されるものでございます。

おめくりいただきまして、24ページの食品健康影響評価結果ですが、本品目については、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価をした結果、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

意見・情報の募集結果につきましては、評価書の最後に参考として添付しております。意見・情報の募集期間中、1件御意見をいただいております。

御意見の概要でございますが、中長期的な影響はまだ判断できないはず。遺伝子組換え品は、100%の安全性が断言できるまで使用を禁止すべき。これ以上増やすのはやめ、一旦全ての遺伝子組換え品の流入を停止していただきたいといった御意見や、複合影響を検証できるまで認めるべきではない。また、非組換え品と比較して同等であれば遺伝子組換え品でも認めるというスタンスについて、また、半数以上が社内資料で公正な評価ができないのではないかといった御意見をいただいております。

これに対する専門調査会の回答でございます。右の欄でございますが、本食品については、挿入遺伝子等の供与体は人に対する病原性の報告はされていないこと、発現するdouble-stranded RNAは人の遺伝子を標的とする可能性は低いと考えられること、また、挿入遺伝子から発現するタンパク質は毒性及びアレルギー誘発性を示せないことなどについて確認するとともに、挿入遺伝子の塩基配列等の解析も行いました。さらに、組換え作物の栄養成分、有害成分は基の作物に比べて特段の変化はないことを確認しております。

これらの結果から、本食品は非組換えトウモロコシと比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかったことから、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

また、食品健康影響評価は提出資料を基に行いますが、科学的知見や海外の評価結果も踏まえ、資料に問題点、疑問点がある場合、説明や再提出を求めるとともに、審議において不足と判断された場合は、追加試験のデータを含め、必要な資料の提出を求めています。

また、遺伝子組換え食品等を摂取することによる複合影響に関しましては、安全性を個々に確認することで食品としての安全性が担保されるものと考えております。

遺伝子組換え食品等の使用等については、リスク管理に関するものと考えられることから、リスク管理機関へお伝えをしますとしております。

今回、期間中1件の意見が寄せられておりますが、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

資料の説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP23211）」（食品）については、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、遺伝子組換え食品等「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP23211）」（飼料）についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当の川西委員から御説明をお願いいたします。

○川西委員 それでは、「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP23211）」の飼料に関する審議結果の報告をしたいと思います。

資料4-2の3ページの要約を御覧ください。私の方からは概要を説明させていただきます。

本系統は、今しがたの食品で説明をいたしました食品のトウモロコシと同じものであり、飼料としての評価ということになります。したがって、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき、評価をしました。その結果、本系統では、新たな有害物質が生成されることは考えられないため、畜産物中に新たな有害物質が移行することは想定されません。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換、蓄積される可能性や、家畜の代謝系に作用して新たな有害物質が生成される可能性も考えられません。

したがって、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜水産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断いたしました。

それでは、詳細は事務局から説明をお願いします。

○井上評価情報分析官 それでは、お手元の資料4-2に基づき補足の説明をさせていた

できます。

審議の経緯でございます。本品目につきましては、2021年2月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、本日、御報告をするものでございます。

資料の4ページを御覧ください。評価対象資料の概要でございます。先ほど川西委員から御説明がございましたが、食品の方で御説明をいたしました「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP23211）」と同じものであり、従来のトウモロコシと同様、飼料として利用されるものでございます。

4ページの中ほどから食品健康影響評価でございます。1. ですが、まず、遺伝子組換え作物を飼料として用いました動物の飼養試験におきまして、挿入された遺伝子または当該遺伝子によって産生されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告がなされていないとしております。

また、2. でございます。食品としての安全性評価につきましては、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき、食品としての安全性評価を終了しており、人の健康を損なうおそれがないと判断されたところであり、これらを踏まえまして、先ほど川西委員から御説明のあったとおりでございますが、トウモロコシDP23211について「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価」の考え方に基づき評価をした結果、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

なお、本資料中の表現につきまして、正確を期すため1か所修正をお願いできればと思います。4ページの中ほどの2. の文章中、「食品安全委員会において」のところを「食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会において」と追記させていただければと思います。

以上、本件につきまして、既に食品としての御意見・情報の募集を行っておりますので、これまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集は行わずに、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

ございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続は行わないこととし、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP23211）」（飼料）については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え

食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

（５）令和５年度食品安全モニターの依頼について

○山本委員長 次に、「令和５年度食品安全モニターの依頼について」です。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○浜谷情報・勧告広報課長 資料５の「令和５年度食品安全モニターの依頼について」を御覧ください。

昨年11月21日に開催された第879回「食品安全委員会」におきまして、令和５年度食品安全モニターの募集のお知らせをいたしました。本日はその結果について御報告いたします。

令和４年、昨年12月１日から令和５年、本年１月25日までの期間、募集を行いまして、募集人数130名程度に対しまして、応募総数219名の方に御応募いただきました。

その中から選考を行いましたが、新規に御応募いただいた方の中から応募資格の有無などを考慮しまして、新規に食品安全モニターを依頼する方115名、それから、令和４年度から継続する意思を示していただいた方355名、合わせて470名の食品安全モニターを選定させていただいております。

裏面に、今年度と来年度の食品安全モニターの属性について記載をしています。

そのほか、御所属なのですけれども、半数近くの方が食品関連企業、それから学校施設、医療施設等の管理栄養士の方々、残りの半分は団体の職員の方ですとか学生の方も一部いらっしゃいます。そういった多方面の方々から構成されるモニターの皆さんから、来年度以降、貴重な御意見をいただけることを期待しているところでございます。

令和５年４月１日付で御依頼をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明について御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、事務局は、令和５年度食品安全モニターの依頼手続を進めてください。

また、モニターの皆さんには、活発な活動を期待しております。

(6) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○込山総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、2月21日火曜日14時から開催を予定しております。

また、17日金曜日14時及び14時半から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が、ウェブ会議システムを利用して開催される予定となっております。

以上をもちまして、第889回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。